

## 旭川医科大学における研究活動の不正行為防止計画

平成22年7月14日  
役員会決定  
最近改正 令和2年12月9日

旭川医科大学（以下「本学」という。）では、「旭川医科大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する取扱規程」の適正な運用を図るために、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応することを目的として、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正文部科学大臣決定）及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、次のように本学の研究活動における不正行為防止計画を策定する。

### I. 不正を事前に防止するための取組

教職員の不正に対する意識の浸透を図るため、コンプライアンス教育を徹底する。

### II. 組織内の責任体制の明確化

本学における研究活動の不正行為防止の適正な運営・管理体制を構築するために学内の責任体制を整備し、防止を図ることを目的とする。

また、本学教職員による不正行為を把握しやすい環境を構築することで、さらなる不正行為の防止につなげる。

#### ○ 最高管理責任者：学長

本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者。

#### ○ 統括管理責任者：副学長（研究担当）

最高管理責任者を補佐し、研究不正防止のための研究者倫理教育、コンプライアンス教育の実施、競争的資金等の運営・管理について大学全体を統括する責任と権限をもつ者。

#### ○ コンプライアンス推進責任者：講座等の長

各所属における研究不正防止及び公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を有する者。

#### ○ 研究活動の不正行為防止対策委員会 [委員長＝副学長（研究担当）]

は以下の事項を任務とする

- (1) 公正な研究活動のための教育及び啓発に関すること。
- (2) 研究上の不正行為防止計画の推進に関すること。
- (3) その他研究上の不正行為防止対策に関すること。

### III. 不正行為を発生させない環境の醸成

本学及び本学の研究者には、社会的責務として適正な研究活動並びに研究遂行における競争的資金等の適正な執行が求められており、その責務に応えるため、不正行為を発生させない環境を醸成するとともに、「研究活動の不正行為防止実施計画」を毎年度策定する。

### IV. ルールの明確化と周知徹底

本学における研究活動における不正行為及び競争的資金等執行ルールの明確化を図り、「研究活動に関するハンドブック」を作成し、教職員に対して明瞭な形態で周知する。また、教職員一人一人の不正行為防止及び適正な競争的資金等執行に関する意識づけを行う。

### V. 競争的資金等の予算執行管理適正化

競争的資金等に係る交付前執行、繰越、不要額返還等の制度について、研究者へ周知徹底するとともに、競争的資金等の効果的かつ、効率的な執行を目指す。

### VI. 納品検収体制における実効性の維持

本学において整備した「検収センター」を中心とする、納品検収体制（別添「検収センター」による検収手順フロー図参照）について、その実効性を確保するよう不断の検証を行う。

### VII. 謝金支出の運用適正化

謝金支出の各講座等における運用の適正化を図るとともに、従事実態を適切に把握することにより、従事事実の改ざん等による不正な経費支出に対する牽制体制を構築する。

### VIII. 旅費制度運用の適正化

研究者の旅費制度に対する理解を徹底することにより、旅費制度の遵守と適切な運用を推進する。併せて、旅費制度の運用にあたっての統一性を確保するとともに、旅行実態の確認を徹底する。

### IX. 全学的モニタリング体制の整備

不正を誘発する要因を除去し、監事及び監査室と連携しながら、不正発生に係る抑止機能のある環境・体制の構築を目指し、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。